

令和7年4月1日

鈴鹿市こども条例

スタート!!

こどもの大切な権利に、「自分の意見を表明し、社会に参加する権利」があります。

こどもの意見を聴き、その意見をまちづくりに活かしていけるよう、こどもの意見を大切にしています。



こどもの権利

こどもは権利の主体であり、すべての権利が保障されますが、条例では特に大切な権利として保障されなければならないものを規定しています。

- 差別されない権利
- 安心して生き、自分らしく育つ権利
- 自分の意見を表明し、社会に参加する権利
- あらゆる暴力から守られる権利
- 必要な医療等を受ける権利
- 社会保障を受ける権利
- 教育を受ける権利
- 休み、遊ぶ権利

<問い合わせ先>

鈴鹿市 こども政策部 こども政策課

TEL 059-382-7661

鈴鹿市

こども条例



こどもの権利を守るために行うこと

市の責務

こどもに関する施策を策定し、実施するに当たり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
保護者などが役割を果たすことができるよう、協働し必要な支援を行います。

保護者の役割

こどもの権利を守り、年齢や発達に応じた養育を行うことに努めます。
こどもが自分を大切にできる気持ちを育み、豊かな人間性や社会性、基本的な生活習慣などを習得できるよう、家庭の環境づくりに努めます。

こどもの笑顔をまんやかに



育ち学ぶ施設*の関係者の役割

こどもの年齢と発達に応じて、主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援を行います。
こどもの安全を確保し、こどもが安心して成長し、学ぶことができる環境づくりを行います。

事業者の役割

労働者が安心して仕事と子育てとを両立することができるよう職場の環境づくりに努め、こどもの健やかな育ちのための取組に協力するよう努めます。

※育ち学ぶ施設：保育園(所)、幼稚園、小・中学校、高等学校 など

大人みんなでこどもを支えます!!

市民の役割

社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることへの理解を深めることに努めます。
保護者が子育てしやすい地域の環境づくりに努め、こどもが地域の活動に参加することができる機会の提供に努めます。

本条例の制定に当たり、市民の方から広く意見を募集するとともに、こどもたち自身にも参加してもらい、様々な意見を反映しながら、本市の状況に応じた条例となるよう取り組んできました。
本条例の施行を契機に、これまで以上にこども・子育て支援の充実を図り、全てのこどもが尊重され、安心して健やかに成長できるまちづくりを推進していきます。